

## 所得と控除について（令和3年度以降）

### ■所得の種類と計算方法

利子所得	公債・社債・預貯金などの利子 収入金額＝利子所得の金額																								
配当所得	株式または出資の配当などの所得 収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額																								
不動産所得	地代・家賃・権利金などから生じる所得 収入金額－必要経費＝不動産所得の金額																								
事業所得	事業をしている場合に生じる所得 収入金額－必要経費＝事業所得の金額																								
給与所得	給与・賃金・賞与などの所得 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額の合計額(A)</th> <th>給与所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>551,000円未満</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>(A)－550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>(B)×2.4＋100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>(B)×2.8－80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>(B)×3.2－440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>(A)×0.9－1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>(A)－1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(B)＝(A)÷4（千円未満の端数切捨て）</p> <p>※所得金額調整控除について            (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。                ア 特別障害者に該当する                イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する                ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する            (給与収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%＝所得金額調整控除            (2) 給与所得と公的年金所得の両方に金額があり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額（それぞれ10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を給与所得から控除します（所得金額調整控除）。            [給与所得（10万円を超える場合は10万円）]＋                [公的年金所得（10万円を超える場合は10万円）]－10万円＝所得金額調整控除            ※（1）の控除がある場合は、（1）の控除後の金額から控除します。</p>	給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得金額	551,000円未満	0円	551,000円～1,618,999円	(A)－550,000円	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	1,628,000円～1,799,999円	(B)×2.4＋100,000円	1,800,000円～3,599,999円	(B)×2.8－80,000円	3,600,000円～6,599,999円	(B)×3.2－440,000円	6,600,000円～8,499,999円	(A)×0.9－1,100,000円	8,500,000円以上	(A)－1,950,000円
給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得金額																								
551,000円未満	0円																								
551,000円～1,618,999円	(A)－550,000円																								
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円																								
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円																								
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円																								
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																								
1,628,000円～1,799,999円	(B)×2.4＋100,000円																								
1,800,000円～3,599,999円	(B)×2.8－80,000円																								
3,600,000円～6,599,999円	(B)×3.2－440,000円																								
6,600,000円～8,499,999円	(A)×0.9－1,100,000円																								
8,500,000円以上	(A)－1,950,000円																								
退職所得	退職金などの所得 (収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額																								
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得 収入金額－必要経費－特別控除＝山林所得の金額																								
譲渡所得	土地などの財産や株などを売った場合に生じる所得 収入金額－必要経費－特別控除＝譲渡所得の金額																								
一時所得	保険の満期・解約等による払戻金などの所得 収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除×1/2＝一時所得の金額																								

■所得の種類と計算方法（つづき）

雑所得	公的年金等	厚生年金・国民年金などの所得				
		公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
		65歳以上	330万円未満	(A) -1,100,000円	(A) -1,000,000円	(A) -900,000円
			330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 275,000円	(A) × 75% - 175,000円	(A) × 75% - 75,000円
			410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 685,000円	(A) × 85% - 585,000円	(A) × 85% - 485,000円
			770万円以上1,000万円未満	(A) × 95% - 1,455,000円	(A) × 95% - 1,355,000円	(A) × 95% - 1,255,000円
			1,000万円以上	(A) -1,955,000円	(A) -1,855,000円	(A) -1,755,000円
		65歳未満	130万円未満	(A) -600,000円	(A) -500,000円	(A) -400,000円
			130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 275,000円	(A) × 75% - 175,000円	(A) × 75% - 75,000円
			410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 685,000円	(A) × 85% - 585,000円	(A) × 85% - 485,000円
			770万円以上1,000万円未満	(A) × 95% - 1,455,000円	(A) × 95% - 1,355,000円	(A) × 95% - 1,255,000円
			1,000万円以上	(A) -1,955,000円	(A) -1,855,000円	(A) -1,755,000円
		業務雑 その他	個人年金・講演料などの所得 収入金額-必要経費=雑所得			

■所得控除と控除額

雑損控除	本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族（総所得金額等48万円以下）が災害や盗難等により住宅、家財などに損害を受けた場合に受けられる控除		
	【控除額】 次の①と②のうち、いずれか多い金額 ①（損失の金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等×10%） ②災害関連支出額－5万円		
医療費控除	本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費がある場合に受けられる控除 （支払った医療費の総額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない方の金額） 限度額 200万円		
	セルフメディケーション税制 健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、スイッチOTC医薬品の購入費がある場合 ※医療費控除とセルフメディケーション税制を併用して適用することはできません。 （対象医薬品の購入金額－保険金などで補てんされる金額）－1万2千円 限度額 8万8千円		
社会保険料控除	前年中に本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために負担した社会保険料がある場合の控除 〔国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料（国保税・介護保険料・後期高齢者保険料は、本人以外の年金からの天引き額は除く）、国民年金保険料など〕 【控除額】 対象となる社会保険料の支払額の全額		
小規模企業共済等掛金控除	前年中に本人が小規模企業共済等の掛金を支払った場合の控除 【控除額】 支払額の全額		
生命保険料控除	本人が前年中に生命保険料等を支払った場合の控除		
	支払った保険料の区分	支払った保険料の合計	生命保険料控除額 (1円未満端数切捨て)
	新契約（平成24年以降に締結した契約） 一般の生命保険・個人年金保険・介護医療保険	12,000円以下	支払額
		12,001円～32,000円	支払額×1/2 + 6,000円
		32,001円～56,000円	支払額×1/4 + 14,000円
		56,001円～	28,000円
	旧契約（平成23年末までに締結した契約） 一般の生命保険・個人年金保険	15,000円以下	支払額
15,001円～40,000円		支払額×1/2 + 7,500円	
40,001円～70,000円		支払額×1/4 + 17,500円	
70,001円～		35,000円	
【控除額】 一般の生命保険・介護医療保険・個人年金保険について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額 70,000円） 一般の生命保険・個人年金保険については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額 28,000円）			
地震保険料控除	本人が前年中に地震保険料等を支払った場合の控除 ※平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）も含む		
	支払った保険料の区分	支払った保険料の合計	地震保険料控除額 (1円未満端数切捨て)
	地震保険料 ①	～50,000円	支払額×1/2
		50,001円～	25,000円
	旧長期損害保険料 ②	～5,000円	支払額
		5,001円～15,000円	支払額×1/2 + 2,500円
15,001円～	10,000円		
地震と旧長期の両方がある場合 (同一契約で両方がある場合はいずれか一方のみ適用可)		①と②により求めた金額の合計額（限度額 25,000円）	
ひとり親控除	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明の人で①から③の全てに当てはまる場合に受けられる控除 ① 生計を一にしている子を扶養親族としている（総所得金額等48万円以下で、他の人の扶養親族等とされている人を除く） ② 合計所得500万円以下 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない		【控除額】 30万円

■所得控除と控除額（つづき）

寡婦控除	ひとり親控除に当たらない人で①から③の全てに当てはまる場合に受けられる控除 ① 以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後再婚していない又は夫が生死不明 ◆夫と離別した後再婚しておらず、扶養親族がいる（総所得金額等48万円以下で、他の人の扶養親族等とされている人を除く） ② 合計所得500万円以下 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない			【控除額】 26万円
	勤労学生控除	学生・生徒で、合計所得金額が75万円以下かつ本人の勤労によらない所得が10万円以下である人が受けられる控除		【控除額】 26万円
障害者控除	本人や同一生計配偶者・扶養親族が、身体障害者手帳（1・2級は特別障害者）・精神障害者保健福祉手帳（1級は特別障害者）・療育手帳（A・Aは特別障害者）などを持っている人や、65歳以上で福祉事務所長の認定を受けている人などが受けられる控除			
	控除額	障害者控除	26万円	
		特別障害者控除	30万円	
		同居特別障害者控除	53万円	
配偶者控除	生計を一にする配偶者（内縁関係を除く）の合計所得金額が48万円以下の場合「配偶者控除」を、48万円を超え133万円以下である場合は「配偶者特別控除」を受けられます			
		(本人の合計所得金額) 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
	70歳以上の控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	(配偶者の合計所得金額)48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
扶養控除	本人と生計を一にする親族（配偶者を除く）のうち、合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合に受けられる控除（事業専従者又は他の人の扶養親族に該当する場合は除く）			【控除額】
	16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満			33万円
	19歳以上23歳未満			45万円
	70歳以上			38万円
	70歳以上で同居の自己又は配偶者の直系尊属（父母・祖父母等）			45万円
基礎控除	本人の合計所得に応じて受けられる控除			
	合計所得金額	控除額		
	2,400万円以下	43万円		
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円		
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円		
2,500万円超	適用なし			

※配偶者が事業専従者又は他の人の扶養親族となっている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

※本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

※16歳未満の年少扶養親族は控除対象外ですが、町県民税の非課税判定等の対象となります。

## ■税額控除

### ○調整控除

所得税と町県民税との控除額の差から生じる負担額の調整のため、所得割額から控除されます。

町県民税の合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下	次の①、②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、町民税3%） ① 人的控除の差の合計額 ② 合計課税所得金額
200万円超	[人的控除の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）]の5%（県民税2%、町民税3%） ※2,500円未満の場合は2,500円を控除

※合計所得が2,500万円を超える場合は、調整控除はありません。

### 人的控除の差

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除		1万円		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	父	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円					

### ○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

配当割又は株式等譲渡所得割	町民税	県民税
	3/5	2/5

### ○配当控除

課税所得金額 種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### ○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に町民税は3/5、県民税は2/5の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
- ② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

## ■税額控除（つづき）

### ○寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、町民税は6%に相当する金額

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 広島県共同募金会又は日本赤十字社広島県支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として広島県又は世羅町の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として広島県又は世羅町の条例で定めるもの

ただし、①のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は2/5、町民税は3/5に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
～ 1,950,000円	84.895%
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.790%
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.580%
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517%
9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307%
18,000,001円 ～ 40,000,000円	49.160%
40,000,001円 ～	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合